

和泉市入札等監視委員会設置要綱（平成19年7月12日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が行う入札・契約手続の公平性・公正性の確保と透明性の向上を図るため、和泉市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、委員会を設置する。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 市が発注した建設工事及び建設工事に関連する設計・測量等の業務委託（以下「工事等」という。）に関し、入札・契約の手続の運用状況などについて報告を受けること。
- （2） 市が発注した工事等のうち、委員会が選定した工事等に関し、入札・契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名業者の選定方法、随意契約に係る経過等について審議を行い、必要と認められた場合には意見の具申を行うこと。
- （3） 市が発注した工事等の入札・契約手続に係る再苦情処理を行い、市長に報告すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認められた事項について審議を行い、意見の具申を行うこと。

（委員の構成等）

第4条 委員会は、委員3人をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験等を有する者で、公正中立の立場で客観的に前条の事務を処理することができる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会の議事を運営する。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議の開催）

第5条 委員会の会議は、原則年3回開催する。ただし、第3条第3号の事務に係る会議は、必要に応じて開催する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席委員の合議により決する。
 - 5 緊急やむを得ない事由により、会議を開くことができない場合は、委員長は、書類の回議を持って議事を決することができる。
 - 6 委員の任期満了後、最初に開催される委員会の招集は、第2項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(委員の除斥)
- 第6条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある案件については、議事に加わることができない。
(委員の守秘義務)
- 第7条 委員は、第3条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
(公表)
- 第8条 委員会が第3条の事務について意見の具申を行った場合は、委員会で非公表と決定した場合を除きその概要を公表するものとする。
(委員会の庶務)
- 第9条 委員会の庶務は、契約担当課において行う。
(委任)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行後最初に開催される委員会の会議は、第5条第2項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成21年6月4日)

この訓令は、令達の日から施行する。